

オ 町国民保護対策本部の設置に関すること。

カ 町国民保護対策本部が設置されたときの事務局の運営に関すること。

#### 4 町災害対策本部・町危機管理対策本部の設置

町長は、前記第1節1(2)イに定めるところに従い、町災害対策本部又は町危機管理対策本部を設置する。その組織、所掌事務等については、町災害対策本部条例又は町危機管理対策本部設置要綱に定めるとおりとする。

### 第3節 関係機関との連携協力の確保

町は、国、府、他の市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

#### 1 国・府の対策本部との連携

町は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。また、町は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

#### 2 府への措置要請等

町長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、町長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### 3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣(国民保護等派遣)を防衛大臣に要請するよう求める。

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び町域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣(町域を担当区域とする地方協力本部長又は町協議会の委員たる隊員)に対して連絡する。

#### 4 指定（地方）公共機関への措置要請

町長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、町長等は当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

#### 5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

##### (1) 他の市町村に対する応援の要求

町長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その協定等に基づいて行う。

##### (2) 府に対する応援の要求

町長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対して応援を求める。

##### (3) 事務の一部の委託

町が、国民保護措置の実施のため、町の事務又は町長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### 6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

##### (1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

町長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

町長等は、それらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、あっせんを求める。

(2) 他の普通地方公共団体の長に対する職員の派遣要請

町長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、国民保護法第 152 条第 2 項の規定により、職員の派遣について、あっせんを求める。

7 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町長等は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町長は公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援等

町は、指定(地方)公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 住民等の自発的な協力との連携

町長等は、住民等から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、住民等が円滑に活動できるよう適切に対処する。

《図：関係機関相互の連携協力》

